

平成27年度版

すぎなみの介護保険

(平成26年度実績)



はじめに

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして、平成12年に創設されました。制度発足から15年が経過する中、先進諸国では例をみない急速な高齢化が進展する我が国において、必要不可欠な制度として定着し、国民にとって身近なものとなりました。

一方、制度発足当初、全国で約900万人だった後期高齢者(75歳以上)は現在約1,400万人となり、さらに団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年には2,000万人以上になることから、要介護等認定者も増加すると推測されます。

このことから、高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保された地域包括ケアシステム構築の実現や介護保険制度の安定性・持続性を確保するための費用負担の公平化を盛り込んだ、大幅な制度改正が行われました。

杉並区においては、「第6期介護保険事業計画(平成27～29年度)」を策定し、今回の制度改正に的確に対応するとともに、介護サービスの大幅な需要が見込まれる平成37年を見据え、中長期的な視点に立った事業運営を行ってまいります。

今年度からは、地域包括ケアシステムの具体的な取組として、地域包括支援センター(ケア24)全20か所に「地域包括推進員」を配置し、関係機関と連携した地域づくりを進めるとともに、区医師会の協力を得て7生活圏域毎に「在宅医療地域ケア会議」を設置し、医療・介護の連携による在宅医療を推進します。また、高齢者の多様な介護予防・生活支援ニーズに対応し、地域特性を活かした独自のサービスを提供するとともに、元気高齢者から要支援者まで切れ目のない支援を行うことにより自立した生活が送れるよう、新たな地域支援事業として「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」を平成28年度から実施します。

介護保険課では、毎年、介護保険事業を理解いただくための一助として、前年度の事業の概要をまとめた資料を作成しており、このたび、「平成27年度版すぎなみの介護保険(平成26年度実績)」を発行することとなりました。

区民の皆様、介護保険関係者の皆様にご高覧いただき、杉並区の介護保険事業につきまして、ご理解いただければ幸いです。

平成27年9月

杉並区保健福祉部介護保険課

目 次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
(1)	要介護（要支援）認定の申請	3
(2)	認定調査	4
(3)	要介護認定調査従事者研修	4
(4)	認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
(1)	サービスに要する経費（保険給付費）	9
(2)	給付の適正化	11
(3)	居宅介護（介護予防）サービスの利用	11
(4)	その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用	12
(5)	施設サービスの利用	13
(6)	地域密着型サービスの利用	14
(7)	介護（介護予防）サービス利用者数の推移	15
4	各種軽減制度及び助成事業	16
(1)	高額介護（介護予防）サービス費	16
(2)	高額医療合算介護（介護予防）サービス費	17
(3)	利用者負担額の減免	18
(4)	特定入所者介護（介護予防）サービス費	18
(5)	旧措置入所者の利用者負担額減免及び 食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)減額	19
(6)	高額介護サービス費等資金貸付事業	20
(7)	住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）	20
(8)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	20
(9)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成	21
(10)	家族介護慰労金事業	21
(11)	介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）	22

5 介護予防事業の実施	23
(1) 介護予防の普及啓発（一次予防対象者施策）	23
(2) 介護リスクに対応した介護予防事業（二次予防対象者施策）	25
6 介護保険料	28
(1) 第1号被保険者	28
(2) 第2号被保険者	30
7 介護保険財政	31
8 介護保険運営協議会	34
9 介護保険相談	36
10 介護サービス事業者への支援	37
(1) 介護サービス従事者研修	37
(2) ケアマネジャー支援事業	37
(3) NPO等介護保険事業者資金貸付	38
(4) 就職面接会・相談会の実施	38
(5) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業	39
(6) 介護保険サービス事業者連絡会	39
11 地域密着型サービス事業者の指定	40
12 介護サービス事業者の指導	41
(1) 実地指導等の状況	41
(2) 集団指導	41
13 広報普及活動	42
14 介護保険制度のあゆみ	43
平成27年度杉並区保健福祉部組織	47

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録をしている65歳以上の「第1号被保険者」と杉並区に住民登録をしている40歳以上64歳以下の医療保険加入者である「第2号被保険者」に区分されます。また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。対象施設は以下の通りです。

- i 介護老人福祉施設 ii 介護老人保健施設 iii 介護療養型医療施設 iv 有料老人ホーム
- v 養護老人ホーム vi 軽費老人ホーム vii サービス付高齢者向け住宅（下記の2つに限る）
- ①特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合②有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

※ 法改正により「サービス付き高齢者向け住宅」は住所地特例の対象となりました。ただし、平成27年3月31日までに入所した被保険者については、対象外となります。

※ i と iv の内、地域密着型サービスの施設（定員29人以下）は、住所地特例施設の対象外です。

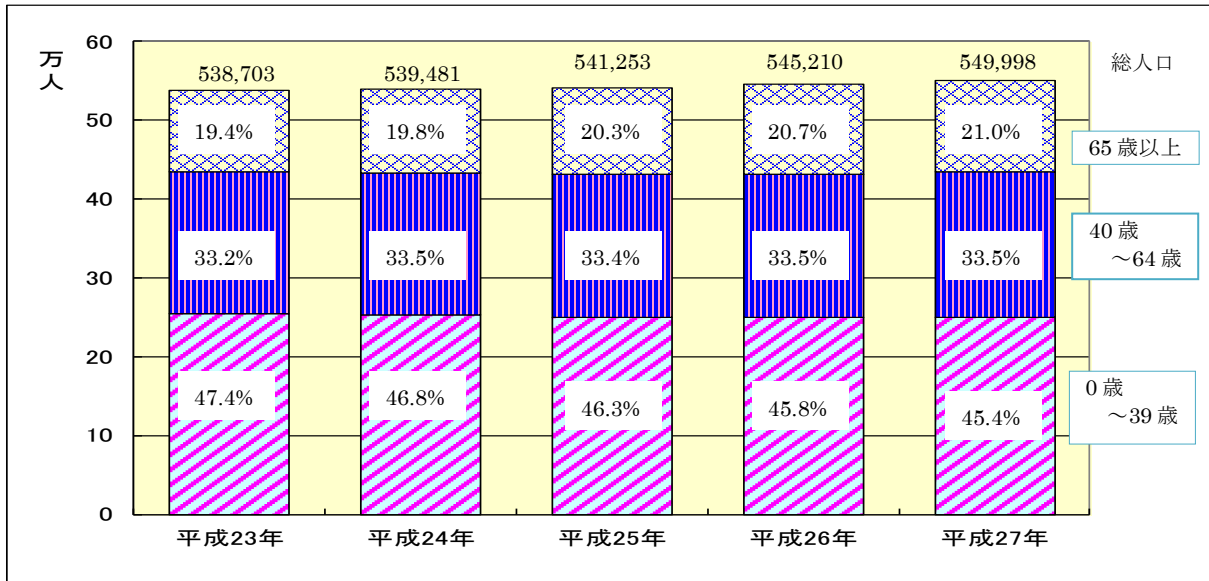
【 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況 】

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
総人口（人）	男	259,042	259,165	260,092	262,024	264,145
	女	279,661	280,316	281,161	283,186	285,853
	計	538,703	539,481	541,253	545,210	549,998
第2号被保険者（人） （40歳以上64歳以下）	男	89,064	89,664	89,538	90,450	91,280
	女	89,779	91,023	91,165	92,022	93,191
	計	178,843	180,687	180,703	182,472	184,471
高齢者（人） （65歳以上）	男	42,438	43,387	45,207	46,624	47,976
	女	62,130	63,146	64,807	66,239	67,577
	計	104,568	106,533	110,014	112,863	115,553
高齢化率（％）	男	16.38%	16.74%	17.38%	17.79%	18.16%
	女	22.22%	22.53%	23.05%	23.39%	23.64%
	計	19.41%	19.75%	20.33%	20.70%	21.01%
前期高齢者（人） （65歳以上74歳以下）	男	22,679	23,149	24,598	25,846	26,786
	女	27,418	27,647	28,784	29,826	30,755
	計	50,097	50,796	53,382	55,672	57,541
後期高齢者（人） （75歳以上）	男	19,759	20,238	20,609	20,778	21,190
	女	34,712	35,499	36,023	36,413	36,822
	計	54,471	55,737	56,632	57,191	58,012
第1号被保険者数（人）		105,197	107,176	110,714	113,568	116,275
第1号被保険者のいる世帯数		78,431	79,973	82,423	84,378	86,228

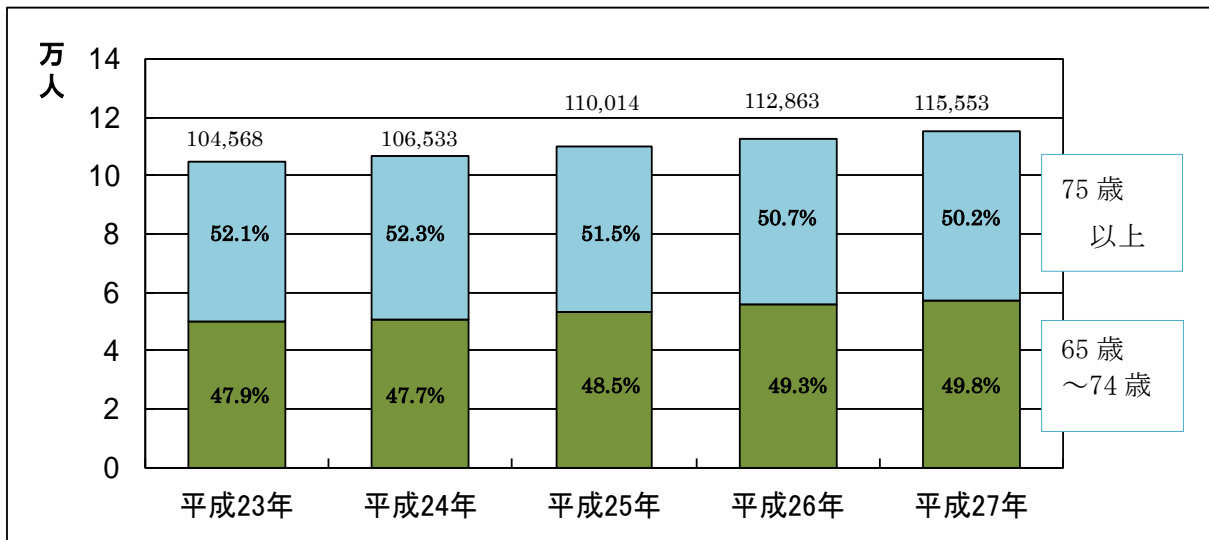
※ 人口は住民基本台帳の数値で、4月1日現在数です。住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行（平成24年7月9日）に伴い、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となりました。

※ 第1号被保険者数と第1号被保険者世帯数は、外国人被保険者と住所地特例被保険者を含む3月31日現在数です。

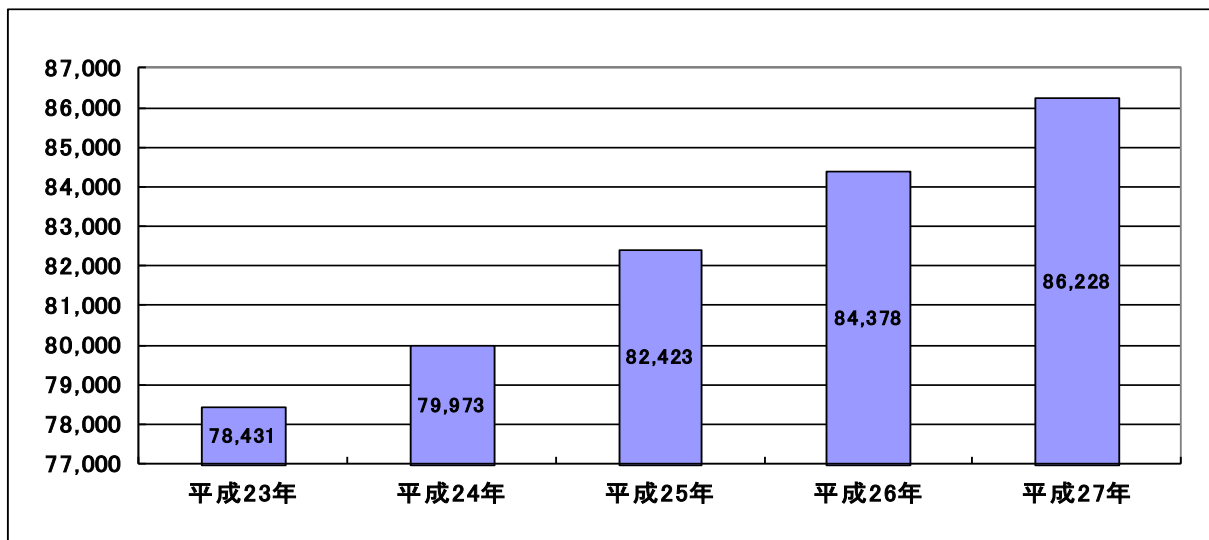
【 杉並区の人口と高齢者の割合 】



【 高齢者の年齢割合 】



【 第1号被保険者のいる世帯数】



2 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所（介護保険課）・地域包括支援センター（ケア24）で申請を受付けます。

【 申請件数と認定審査会開催の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認定申請件数	25,273	22,841	23,288	23,479	24,551
新規	6,566	6,791	7,010	7,011	6,958
転入	238	218	226	247	241
更新	16,827	13,911	14,026	14,041	15,181
区分変更	1,640	1,919	2,016	2,178	2,171
認定取消	2	2	10	2	0
審査会開催回数	613	630	639	654	648

※ 認定取消は、地域支援事業利用への移行のためです。

【 平成 26 年度月別認定申請件数の内訳 】

(単位：件数)

区分	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
4月	562	28	1,301	161	0	2,052
5月	571	23	1,245	171	0	2,010
6月	560	13	1,454	194	0	2,221
7月	619	15	1,349	159	0	2,142
8月	580	20	1,402	167	0	2,169
9月	594	11	1,268	178	0	2,051
10月	603	15	1,130	183	0	1,931
11月	517	19	1,098	179	0	1,813
12月	533	28	1,235	201	0	1,997
1月	627	22	1,365	187	0	2,201
2月	637	21	1,052	208	0	1,918
3月	555	26	1,282	183	0	2,046
合計	6,958	241	15,181	2,171	0	24,551

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【 事業所別調査件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区 役 所	937	828	1,382	1,515	1,340
地域包括支援センター	4,100	3,635	3,050	2,429	2,763
社会福祉協議会	9,132	8,997	10,552	12,182	12,032
居宅介護支援事業所等	10,520	8,844	7,921	6,773	8,029
合 計	24,689	22,304	22,905	22,899	24,164

※ 3月末日までに調査票を受理した件数です。

(3) 要介護認定調査従事者研修

認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するため、必要な知識・技能の修得を目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

【 平成 26 年度開催実績 】

研 修 名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	2回	30人	6・2月開催
現任研修	3回	118人	11・12・3月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。平成 18 年 4 月更新分から要支援 1・2、要介護 1～5 の 7 段階の認定を行っています。平成 17 年度以前は、要支援、要介護 1～5 の 6 段階の認定を行っていました。

【 平成 26 年度認定審査会委員数 】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	63人	45人	47人	155人

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第 6 条で 200 人以内と定められています。

【 審査会判定結果内訳 】

(単位：件数)

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居 宅	非該当	269	277	276	325	362
	要支援 1	4,612	5,047	4,968	5,211	5,659
	要支援 2	3,348	2,950	2,580	2,668	2,645
	要介護 1	4,157	3,654	3,460	3,614	3,664
	要介護 2	2,344	1,996	1,942	1,945	1,939
	要介護 3	1,358	1,132	1,105	1,133	1,140
	要介護 4	932	789	872	717	756
	要介護 5	790	641	686	574	581
	小 計	17,810	16,486	15,889	16,187	16,746
施 設	非該当	29	24	35	42	31
	要支援 1	310	326	366	353	433
	要支援 2	231	182	158	171	187
	要介護 1	923	717	876	859	992
	要介護 2	876	733	764	834	841
	要介護 3	1,004	782	949	882	1,009
	要介護 4	1,568	1,383	1,645	1,579	1,794
	要介護 5	1,902	1,696	1,820	1,737	1,778
	小 計	6,843	5,843	6,613	6,457	7,065
合 計	非該当	298	301	311	367	393
	要支援 1	4,922	5,373	5,334	5,564	6,092
	要支援 2	3,579	3,132	2,738	2,839	2,832
	要介護 1	5,080	4,371	4,336	4,473	4,656
	要介護 2	3,220	2,729	2,706	2,779	2,780
	要介護 3	2,362	1,914	2,054	2,015	2,149
	要介護 4	2,500	2,172	2,517	2,296	2,550
	要介護 5	2,692	2,337	2,506	2,311	2,359
	合 計	24,653	22,329	22,502	22,644	23,811

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【 要介護・要支援認定者数の状況 】

(単位：人数)

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 号被保険者	要支援	5,857	6,210	6,769	7,147	7,522
	要介護	13,710	14,433	15,072	15,467	15,814
	計	19,567	20,643	21,841	22,614	23,336
第 2 号被保険者	要支援	101	89	96	101	94
	要介護	396	398	367	338	333
	計	497	487	463	439	427
合 計	要支援	5,958	6,299	6,865	7,248	7,616
	要介護	14,106	14,831	15,439	15,805	16,147
	計	20,064	21,130	22,304	23,053	23,763

※各年度 3 月末日現在の数値です。

【 平成 26 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳 】

(単位：人数)

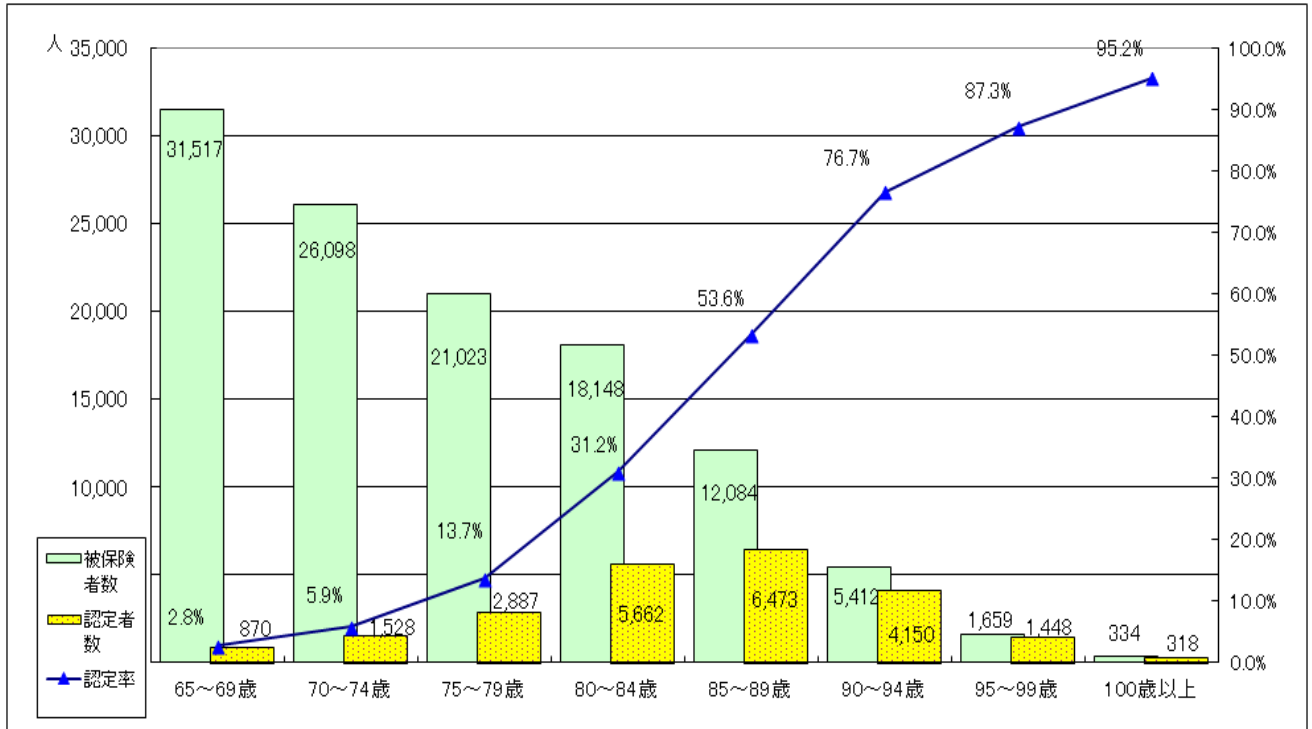
年 齢	被保険者数	要 支 援			要 介 護						合 計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	31,517	181	116	297	174	128	109	70	92	573	870
70～74	26,098	385	196	581	306	213	153	131	144	947	1,528
75～79	21,023	802	329	1,131	608	382	245	265	256	1,756	2,887
80～84	18,148	1,621	624	2,245	1,183	719	495	543	477	3,417	5,662
85～89	12,084	1,501	649	2,150	1,453	880	652	751	587	4,323	6,473
90～94	5,412	619	296	915	889	683	535	612	516	3,235	4,150
95～99	1,659	118	73	191	210	228	234	331	254	1,257	1,448
100 以上	334	7	5	12	27	35	48	92	104	306	318
合 計	116,275	5,234	2,288	7,522	4,850	3,268	2,471	2,795	2,430	15,814	23,336
被保険者との比率		4.50%	1.97%	6.47%	4.17%	2.81%	2.13%	2.40%	2.09%	13.60%	20.07%

※平成 27 年 3 月末日現在の数値です。

【 平成 26 年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率 】

年 齢	65～74 歳		75 歳以上	
	要支援	要介護	要支援	要介護
人 数	878	1,520	6,644	14,294
被保険者数	57,615		58,660	
認定率(区分ごと認定人数/被保険者数)	1.5%	2.6%	11.3%	24.4%
認定率(認定人数/被保険者数)	4.2%		35.7%	

【平成 26 年度第 1 号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



【平成 26 年度第 2 号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人数)

年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	3	2	5	1	5	2	3	1	12	17
45～49	4	5	9	7	2	5	4	4	22	31
50～54	9	10	19	14	14	7	8	8	51	70
55～59	10	14	24	21	24	15	17	16	93	117
60～64	18	19	37	40	36	32	29	18	155	192
合計	44	50	94	83	81	61	61	47	333	427

※ 平成 27 年 3 月末日現在の数値です。

※ 平成 26 年度第 2 号被保険者総数は、184,471 人(男 91,280 人・女 93,191 人)です。

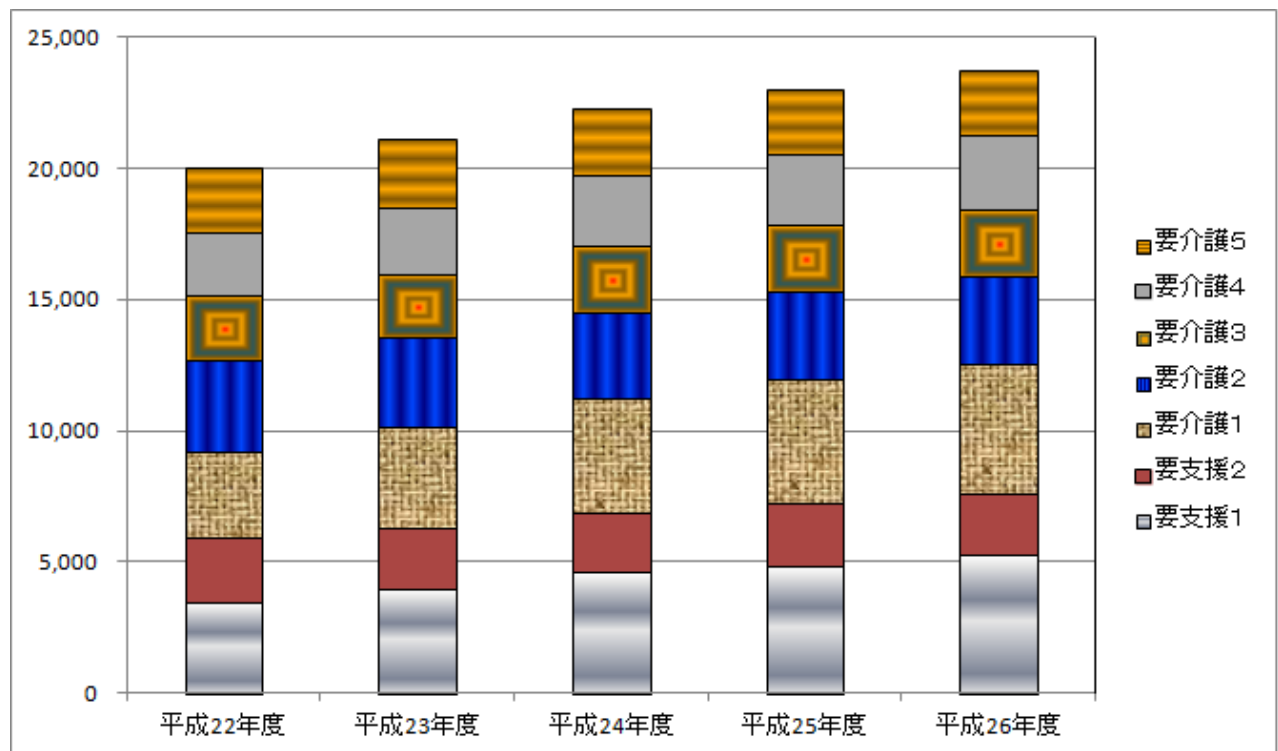
【被保険者介護度別認定者数の状況】

(単位：人数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	3,485	3,937	4,606	4,873	5,278
要支援 2	2,473	2,362	2,259	2,375	2,338
小 計	5,958	6,299	6,865	7,248	7,616
要介護 1	3,217	3,827	4,379	4,720	4,933
要介護 2	3,517	3,412	3,287	3,370	3,349
要介護 3	2,443	2,461	2,505	2,556	2,532
要介護 4	2,405	2,516	2,721	2,659	2,856
要介護 5	2,524	2,615	2,547	2,500	2,477
小 計	14,106	14,831	15,439	15,805	16,147
合 計	20,064	21,130	22,304	23,053	23,763

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



3 介護保険サービスの利用

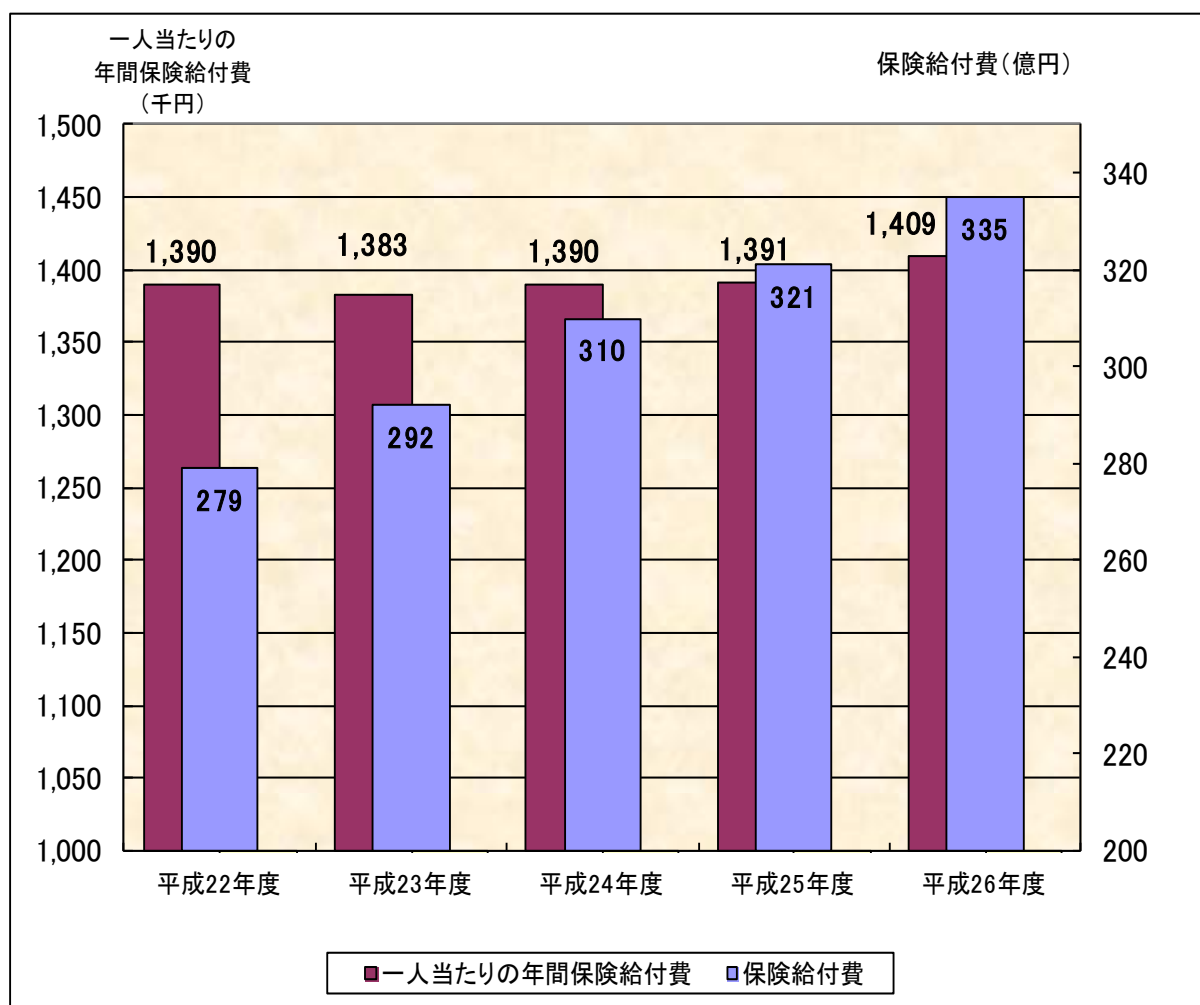
介護（介護予防）サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担額は1割で、残りの9割は保険給付されます。※平成27年8月から一定以上の所得のある方は利用者負担額が2割になりました。以下、利用者負担額の割合は同様となります。

(1) サービスに要する経費（保険給付費）

介護（介護予防）サービス費や高額介護サービス費等の合計である保険給付費は、毎年増えています。なお、地域支援事業に要する費用は含まれません。

【保険給付費の状況】

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付費	279億円	292億円	310億円	321億円	335億円



※ 一人当たりの年間保険給付費とは保険給付費／要介護・要支援認定者数です。

【平成26年度サービス別保険給付費の状況】

種 類		現物給付		償還払い		合 計	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費		451,512	19,543,145,776	0	0	451,512	19,543,145,776
	訪問介護	89,153	4,029,928,579	0	0	89,153	4,029,928,579
	訪問入浴介護	5,365	345,828,210	0	0	5,365	345,828,210
	訪問看護	30,774	1,266,593,021	0	0	30,774	1,266,593,021
	訪問リハビリテーション	2,128	84,433,485	0	0	2,128	84,433,485
	居宅療養管理指導	89,151	658,334,236	0	0	89,151	658,334,236
	通所介護	97,230	5,280,487,562	0	0	97,230	5,280,487,562
	通所リハビリテーション	9,483	504,068,039	0	0	9,483	504,068,039
	福祉用具貸与	86,688	1,079,552,507	0	0	86,688	1,079,552,507
	短期入所 計	13,497	1,019,168,065	0	0	13,497	1,019,168,065
	短期入所生活介護（特養等）	11,842	871,811,890	0	0	11,842	871,811,890
	短期入所療養介護（老健）	1,653	147,151,745	0	0	1,653	147,151,745
短期入所療養介護（療養型） ※特定診療費含む	2	204,430	0	0	2	204,430	
特定施設入居者生活介護	28,043	5,274,752,072	0	0	28,043	5,274,752,072	
居宅介護（介護予防）サービス計画費		160,091	1,798,041,512	0	0	160,091	1,798,041,512
施設介護サービス給付費		30,958	8,429,374,912	0	0	30,958	8,429,374,912
	介護老人福祉施設サービス	20,671	5,423,990,595	0	0	20,671	5,423,990,595
	介護老人保健施設サービス	7,706	2,066,172,849	0	0	7,706	2,066,172,849
	介護療養型医療施設サービス ※特定診療費含む	2,581	939,211,468	0	0	2,581	939,211,468
地域密着型介護（介護予防）サービス費		13,136	1,865,220,214	0	0	13,136	1,865,220,214
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	602	86,842,181	0	0	602	86,842,181
	夜間対応型訪問介護	2,588	47,375,489	0	0	2,588	47,375,489
	認知症対応型通所介護	5,272	560,832,953	0	0	5,272	560,832,953
	小規模多機能型居宅介護	739	141,699,784	0	0	739	141,699,784
	認知症対応型共同生活介護	3,916	1,023,228,080	0	0	3,916	1,023,228,080
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設入所者生活介護	7	1,975,105	0	0	7	1,975,105
	複合型サービス※	12	3,266,622	0	0	12	3,266,622
福祉用具購入費		0	0	2,135	60,524,071	2,135	60,524,071
住宅改修費		0	0	1,964	172,267,862	1,964	172,267,862
小 計		655,697	31,635,782,414	4,099	232,791,933	659,796	31,868,574,347
高額介護サービス費		6,109	64,313,646	54,261	552,474,713	60,370	616,788,359
高額医療合算介護サービス費		0	0	3,565	120,579,531	3,565	120,579,531
特定入所者介護サービス費		27,369	833,335,254	0	0	27,369	833,335,254
審査支払手数料		652,645	44,408,318	0	0	652,645	44,408,318
合 計		1,341,820	32,577,839,632	61,925	905,846,177	1,403,745	33,483,685,809

※ 平成27年4月から「複合型サービス」の名称が「看護小規模多機能型居宅介護」に変わりました。以下、「複合型サービス」の名称については同様です。

(2) 給付の適正化

介護給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を発送します。

【 取組状況 】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回 数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
件数 (1 回あたり)	約 14,000 件	約 14,300 件	約 15,000 件	約 15,800 件	約 16,100 件

(3) 居宅介護（介護予防）サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

【 居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況 】

(単位：件数)

サービスの種類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪 問 介 護	84,744	87,925	89,481	89,003	89,153
訪問入浴介護	6,573	6,638	6,400	5,846	5,365
訪 問 看 護	22,137	24,783	26,885	28,749	30,774
訪問リハビリテーション	1,799	1,717	1,913	2,022	2,128
居宅療養管理指導	51,759	58,561	66,574	76,876	89,151
通 所 介 護	61,946	70,271	79,216	88,181	97,230
通所リハビリテーション	8,056	8,354	8,471	8,852	9,483
福祉用具貸与	65,220	69,881	76,569	81,671	86,688
短期入所生活介護 短期入所療養介護	11,731	12,922	13,360	13,515	13,497
特定施設入居者生活介護	21,400	23,362	24,894	26,608	28,043
居宅介護支援	129,500	138,481	146,621	152,913	160,091

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【 介護度別居宅介護（介護予防）サービス利用者数の状況 】

(単位：人数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	1,942(19)	2,222(20)	2,621(28)	2,777(28)	3,066(26)
要支援 2	1,715(34)	1,720(27)	1,598(24)	1,719(35)	1,712(33)
要介護 1	2,398(36)	2,881(53)	3,263(54)	3,597(64)	3,876(74)
要介護 2	2,795(95)	2,695(83)	2,685(66)	2,736(66)	2,801(70)
要介護 3	1,728(49)	1,760(51)	1,811(38)	1,864(48)	1,825(45)
要介護 4	1,361(40)	1,451(48)	1,618(52)	1,575(37)	1,688(36)
要介護 5	1,126(44)	1,223(34)	1,251(31)	1,205(27)	1,179(27)
合 計	13,065(317)	13,952(316)	14,847(293)	15,473(305)	16,147(311)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

(4) その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用

① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

【 福祉用具購入費の支給状況 】

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援	件 数	501	462	519	549	552
	金額(円)	11,372,478	9,887,898	11,558,915	12,121,894	12,407,573
要介護	件 数	1,679	1,591	1,738	1,678	1,583
	金額(円)	51,117,709	47,558,948	51,141,989	48,852,097	48,116,498
合 計	件 数	2,180	2,053	2,257	2,227	2,135
	金額(円)	62,490,187	57,446,846	62,700,904	60,973,991	60,524,071

② 住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

【 住宅改修費の支給状況 】

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援	件 数	664	628	713	752	764
	金額(円)	64,806,115	59,613,167	69,857,200	67,478,769	69,899,719
要介護	件 数	1,273	1,183	1,296	1,353	1,200
	金額(円)	120,137,567	103,664,156	117,327,851	118,089,108	102,368,143
合 計	件 数	1,937	1,811	2,009	2,105	1,964
	金額(円)	184,943,682	163,277,323	187,185,051	185,567,877	172,267,862

(5) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ⇨ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
- 介護老人保健施設 (老人保健施設) ⇨ 病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
- 介護療養型医療施設 (療養病床等) ⇨ 急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

【 施設サービス利用者数の状況 】

(単位：人数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	1,603(17)	1,593(14)	1,584(12)	1,635(10)	1,711(9)
介護老人保健施設	589(16)	621(15)	612(13)	659(9)	645(9)
介護療養型医療施設	353(7)	327(5)	281(3)	239(4)	178(5)
総 数	2,537	2,528	2,467	2,523	2,525

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

【 介護度別施設サービス利用件数の状況 】

(単位：件数)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護 1	112	132	130	145	154
要介護 2	261	274	250	258	217
要介護 3	507	480	459	479	488
要介護 4	748	771	758	778	814
要介護 5	909	871	870	863	852
総 数	2,537	2,528	2,467	2,523	2,525

(6) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【 地域密着型サービス利用者数の状況 】

(単位：人数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	0	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
要支援 2	0	0	0	1(0)	2(0)
要介護 1	81(0)	110(1)	159(1)	172(4)	193(3)
要介護 2	176(4)	213(6)	230(3)	242(6)	244(5)
要介護 3	177(4)	175(6)	220(4)	267(1)	255(3)
要介護 4	145(2)	154(4)	166(5)	174(4)	205(1)
要介護 5	146(5)	162(2)	178(2)	168(4)	174(5)
合 計	725(15)	815(19)	954(15)	1,025(19)	1,074(17)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

【 地域密着型サービス利用件数の状況 】

(単位：件数)

サービスの種類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			142	577	602
夜間対応型訪問介護	1,824	1,908	2,153	2,299	2,588
認知症対応型通所介護	4,925	5,291	5,715	5,799	5,272
小規模多機能型居宅介護	250	262	412	557	739
認知症対応型共同生活介護	2,113	2,460	3,069	3,577	3,916
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	7
複合型サービス			0	9	12

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスは平成 24 年度からサービスを開始しました。

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

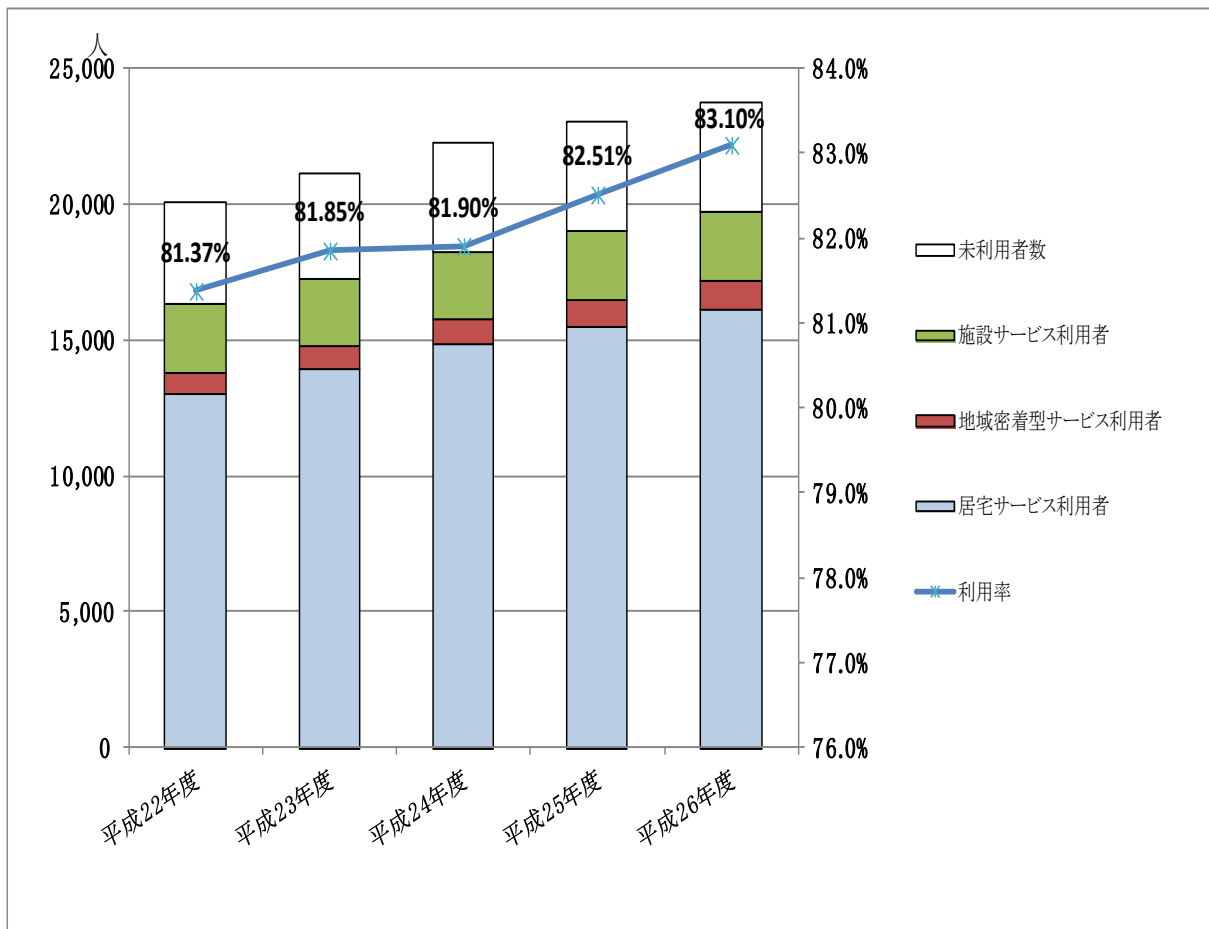
(7) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移

居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移をみると、利用者数が増加するとともに、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加しています。

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳			未利用者数	未利用率
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者		
平成22年度	20,064	16,327	81.37%	13,065	725	2,537	3,737	18.63%
平成23年度	21,130	17,295	81.85%	13,952	815	2,528	3,835	18.15%
平成24年度	22,304	18,268	81.90%	14,847	954	2,467	4,036	18.10%
平成25年度	23,053	19,021	82.51%	15,473	1,025	2,523	4,032	17.49%
平成26年度	23,763	19,746	83.10%	16,147	1,074	2,525	4,017	16.90%

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 各年度3月サービス利用者数（福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）



4 各種軽減制度及び助成事業

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【 高額介護（介護予防）サービス費の支給状況 】

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般世帯(下記に該当しない方)	件数	6,490	6,451	6,980	7,815	7,978
	世帯の負担 (上限額)37,200円/月 金額(円)	30,480,259	29,340,502	33,868,948	36,945,043	36,721,657
世帯全員の区民税が非課税	個人・世帯の負担 (上限額)24,600円/月 件数	6,287	6,683	7,417	8,011	8,912
	金額(円)	41,461,364	43,039,841	48,709,213	51,538,704	58,818,536
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給者 個人・世帯の負担 (上限額)15,000円/月 件数	31,387	32,624	34,717	35,691	37,313
	金額(円)	382,911,975	399,446,617	429,377,327	440,029,508	455,994,604
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	個人・世帯の負担 (上限額)15,000円/月 件数	4,343	4,839	5,195	6,005	6,167
	金額(円)	47,346,396	50,848,661	55,826,826	60,263,123	65,253,562
合 計	件数	48,507	50,597	54,309	57,522	60,370
	金額(円)	502,199,994	522,675,621	567,782,314	588,776,378	616,788,359

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 課税年金収入とは、区民税がかからない収入(障害年金・遺族年金・恩給)を除いた、老齢・退職年金をさします。

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額分は申請により、あとから支給されます。

【 高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額） 】

所得区分		後期高齢者医療制度 +介護保険 (75歳以上)	国保・健康保険など +介護保険 (世帯内の70～74歳)	国保・健康保険など +介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	62万円	67万円
低所得者	II	31万円	31万円	34万円
	I	19万円	19万円	

※ 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税です。

※ 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす方です。

【 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況 】

所得区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
現役並み 所得者	件数	418	186	511	98	428	
	金額(円)	14,937,415	6,804,876	18,202,959	3,247,406	17,124,256	
一般	件数	251	108	386	80	267	
	金額(円)	5,857,822	2,694,625	10,036,289	2,285,362	7,301,509	
低所得者	II	件数	487	395	607	195	645
		金額(円)	17,364,704	12,178,083	19,041,664	6,117,963	21,817,880
	I	件数	2,145	1,615	2,074	719	2,225
		金額(円)	74,881,095	52,278,467	67,848,207	21,660,169	74,335,886
合計	件数	3,301	2,304	3,578	1,092	3,565	
	金額(円)	113,041,036	73,956,051	115,129,119	33,310,900	120,579,531	

(3) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【 利用者負担額の減免状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
減 額	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免 除	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)
合 計	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

(4) 特定入所者介護 (介護予防) サービス費

低所得の方が介護保険施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) と (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護を利用した場合の食費・居住費 (滞在費含む) について、所得に応じた負担限度額が設定されています。負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

【 食費・居住費の自己負担額 (負担限度額) 減額件数の状況 】

(単位：件数)

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世帯全員の区民税が 非課税かつ高齢福祉 年金受給者等	食 費	224 (0)	229 (0)	231 (0)	237 (0)	252 (0)
	居住費	224 (0)	229 (0)	231 (0)	237 (0)	252 (0)
世帯全員の区民税が 非課税で本人の合計 所得金額と課税年金 収入額の合計が 80 万 円以下の方	食 費	1,939 (38)	1,965 (30)	2,045 (31)	2,104 (24)	2,123 (23)
	居住費	1,939 (38)	1,965 (30)	2,045 (31)	2,104 (24)	2,123 (23)
世帯全員の区民税が 非課税で本人の合計 所得金額と課税年金 収入額の合計が 80 万 円を超える方	食 費	588 (4)	615 (2)	639 (4)	691 (2)	731 (3)
	居住費	588 (4)	615 (2)	639 (4)	691 (2)	731 (3)
合 計	食 費	2,751 (42)	2,809 (32)	2,915 (35)	3,032 (26)	3,106 (26)
	居住費	2,751 (42)	2,809 (32)	2,915 (35)	3,032 (26)	3,106 (26)

※ 各年度 3 月末日時点の数値です。

※ () 内は第 2 号被保険者の件数です (再掲)。

(5) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況 】(単位：件数)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
減 額	37	32	24	20	11
免 除	20	11	8	5	5
合 計	57	43	32	25	16

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況 】(単位：件数)

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世帯全員の区民税が非課税かつ 老齢福祉年金受給者等	食 費	21	24	17	14	5
	居住費	44	35	18	15	5
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	食 費	83	58	46	37	27
	居住費	60	47	45	36	26
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	食 費	17	15	11	8	8
	居住費	17	15	11	8	8
合 計	食 費	121	97	74	59	40
	居住費	121	97	74	59	39

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2~3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金を貸付けます。

【 高額介護サービス費等資金貸付の状況 】

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高額介護サービス費	件数	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件数	2	2	1	0	1
	金額(円)	154,808	70,063	90,000	0	12,285
住宅改修費	件数	6	3	10	6	5
	金額(円)	431,100	310,824	1,165,609	569,293	599,220
合 計	件数	8	5	11	6	6
	金額(円)	585,908	380,887	1,255,609	569,293	611,505

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(7) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

【 住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）の状況 】

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	82	57	39	31	33
金額(円)	164,000	114,000	78,000	62,000	66,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に軽減をする旨の申出を行ったサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【 確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況 】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
確認証発行件数	271	222	205	187	184
助成事業者数	77	63	76	82	70
金 額 (円)	5,411,093	4,711,960	4,683,844	4,097,017	3,235,387

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成

上記「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同一月の利用者負担額（介護費負担）の 2 分の 1 をあとから助成します。

【 助成件数及び助成額の状況 】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数	2,131	1,857	1,654	1,414	1,307
金額 (円)	8,420,744	7,670,663	7,202,544	6,055,055	5,242,673

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(10) 家族介護慰労金事業

要介護 4 または要介護 5 の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で 1 年間介護している同居家族の方に、10 万円の慰労金を支給します。

< 支給要件 >

- ① 介護保険サービスを 1 年間利用していない場合（7 日以内のショートステイ利用を除きます。また、医療機関の入院期間が 3 か月以内であること。）
- ② 上記の介護保険サービスを 1 年間利用していない期間、要介護者及びその方を介護している家族の住民税が非課税

【 家族介護慰労金支給の状況 】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件 数	2	1	3	1	0
金額 (円)	200,000	100,000	300,000	100,000	0

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、利用者負担上限額を月額 3,000 円とし、それを超えた分について区が助成します。

【 介護保険サービス利用者負担額助成の状況 】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件 数	203	165	134	131	117
金額 (円)	2, 127, 282	1, 532, 914	1, 184, 168	1, 297, 123	1, 128, 013

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

5 介護予防事業の実施

介護予防・認知症予防の普及啓発や地域の介護予防・認知症予防活動への支援を強化するとともに、介護リスクの高い高齢者を把握して、リスク内容に応じた介護予防事業を実施しました。なお、この事業は介護保険の居宅介護予防サービスとは別のものです。

(1) 介護予防の普及啓発（一次予防対象者施策）

介護保険認定を受けていない元気な高齢者などに対して、介護予防・認知症予防の必要性を普及啓発するために、講演会や介護予防・認知症予防情報誌の発行及びイベントの開催、講座、教室を実施しています。

① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延 回 数	214 回	261 回	214 回	160 回	209 回
参加者延人数	6,274 人	6,698 人	6,168 人	8,639 人	7,735 人

② 足腰げんき教室

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数 (延回数)	84 教室 (336 回)	50 教室 (200 回)	50 教室 (200 回)	40 教室 (155 回)	40 教室 (156 回)
参加実人数 (延人数)	1,264 (4,247) 人	656 (2,390) 人	651 (2,301) 人	532 (1,801) 人	503 (1,718) 人

③ 高齢者健康講座

※ 健康に関する他課の事業と重なるため、22 年度で事業終了

ア 水中ゆらゆら歩行

区 分	平成 22 年度
実施回数	4 回
参加人数	97 人

イ おはよう筋力スタジオ

区 分	平成 22 年度
実施回数	4 回
参加人数	76 人

ウ 懐かしのあのうたこのうた

区 分	平成 22 年度
実施回数	4 回
参加人数	46 人

エ 65 歳からの健康セミナーと癒しのコンサート

区 分	平成 22 年度
実施回数	2 回
参加人数	258 人

④ 栄養満点教室 (23年度より二次予防対象者施策から移行)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数 (延回数)	3 教室 (15 回)	9 教室 (27 回)	8 教室 (24 回)	10 教室 (30 回)
参加実人数 (延人数)	60 (268) 人	125 (342) 人	150 (414) 人	130 (364) 人

⑤ 65歳からの噛む噛むクッキング

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数 (延回数)	4 教室 (24 回)	4 教室 (24 回)	3 教室 (12 回)	3 教室 (12 回)	3 教室 (12 回)
参加実人数 (延人数)	66 (333) 人	73 (387) 人	53 (177) 人	46 (165) 人	50 (160) 人

⑥ 認知症予防講演会

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
講演会回数	1 回	4 回	4 回	4 回	4 回
参加実人数	644 人	264 人	224 人	378 人	393 人

⑦ 認知症予防教室

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数	7 教室	4 教室	4 教室	5 教室	5 教室
参加実人数	103 人	90 人	82 人	103 人	111 人

⑧ 認知症予防のためのウォーキング (講座・教室等)

認知症予防に効果があると言われている有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数	108 回	104 回	96 回	107 回	106 回
参加延人数	4,947 人	6,989 人	7,748 人	7,934 人	7719 人

⑨ わがまち一番体操

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会場数(延べ回数)	13 会場 (138 回)	16 会場 (275 回)	22 会場 (424 回)
参加延人数	1,721 人	4,350 人	7,969 人

⑩ 地域ささえ愛グループ支援

病気や加齢などで家に閉じこもりがちな高齢者などの生きがいと社会参加の促進を図るため、自主的に心身機能の維持向上の活動を行っているグループを支援しています。

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
グループ数	81 グループ	80 グループ	80 グループ	79 グループ	80 グループ
活 動 回 数	1,926 回	1,891 回	1,944 回	1,938 回	1,974 回
参加者延人数	22,477 人	23,921 人	23,423 人	23,272 人	23,555 人

⑪ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防・認知症予防について正しい知識を持ち各事業で活動し、地域での介護予防・認知症予防の普及にあたる人材を育成しています。

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サポーター (登録者数)	125 人	115 人	125 人	122 人	136 人
ウォーキングリーダー (登録者数)	53 人	67 人	64 人	69 人	80 人

(2) 介護リスクに対応した介護予防事業（二次予防対象者施策）

生活機能に低下のある方（二次予防対象者）に対し、運動器の機能向上や閉じこもり予防、栄養改善、口腔機能の向上に向けた介護予防事業を勧めています。

① 二次予防対象者把握事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者に、基本チェックリストを用いて生活機能評価を行い、二次予防対象者として把握しています。

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防対象者 把握数	4,014 人	12,698 人	13,278 人	14,662 人	11,022 人

② 通所型介護予防事業

ア 健康らく楽トレーニング（転倒予防教室）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数 (延回数)	29 教室 (347 回)	34 教室 (408 回)	32 教室 (384 回)	34 教室 (408 回)	34 教室 (404 回)
参加実人数 (延人数)	181 (1,780) 人	216 (2,077) 人	203 (2,005) 人	270 (2,700) 人	280 (2,832) 人

イ こころとからだ元気教室

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数 (延回数)	12 教室 (180 回)	8 教室 (120 回)	15 教室 (180 回)	9 教室 (108 回)	7 教室 (83 回)
参加実人数 (延人数)	72 (905) 人	46 (572) 人	69 (711) 人	56 (590) 人	27 (266) 人

ウ 脳から始まる健康教室

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数(延回数)	3 教室 (36 回)	3 教室 (36 回)
参加実人数(延人数)	32 (297) 人	34 (251) 人

エ 元気まるごと教室

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数(延回数)	2 教室 (24 回)	4 教室 (48 回)
参加実人数(延人数)	18 (179) 人	38 (293) 人

オ 筋力アップトレーニング (若返るぞ！筋力アップ応援教室)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数 (延回数)	9 教室 (252 回)	9 教室 (216 回)	14 教室 (336 回)	12 教室 (288 回)	11 教室 (259 回)
参加実人数 (延人数)	115 (2,669) 人	131 (2,689) 人	158 (3,202) 人	170 (3,612) 人	156 (3,165) 人

カ 膝あんしん教室

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数(延回数)	5 教室 (30 回)	7 教室 (42 回)	5 教室 (30 回)
参加実人数(延人数)	50 (245) 人	72 (346) 人	24 (114) 人

キ 腰あんしん教室

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数(延回数)	5 教室 (30 回)	7 教室 (42 回)	7 教室 (42 回)
参加実人数(延人数)	45 (204) 人	53 (254) 人	40 (126) 人

ク みんなの水中トレーニング

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数(延回数)	3 教室 (36 回)	5 教室 (59 回)
参加実人数(延人数)	30 (307) 人	47 (446) 人

ケ 口腔機能向上教室

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 室 数 (延回数)	8 教室 (56 回)	8 教室 (56 回)	10 教室 (70 回)	11 教室 (77 回)	12 教室 (83 回)
参加実人数 (延人数)	50 (293) 人	85 (532) 人	92 (574) 人	94 (571) 人	67 (174) 人

コ 栄養満点教室 (23 年度より一次予防対象者施策へ移行)

区 分	平成 22 年度
教 室 数(延回数)	4 教室 (29 回)
参加実人数(延人数)	14 (95) 人

③ 訪問型介護予防事業

訪問指導 (保健・リハビリ・栄養・歯科)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問実人数	62 人	55 人	80 人	96 人	89 人
訪問延回数	589 回	497 回	750 回	861 回	808 回

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。平成24～26年度までの保険料額は、基準年額を62,400円（第6段階）とし、区民税の課税状況等により下表のとおり14段階の保険料を設定しています。

【 保険料額（平成24年度～26年度） 】

段階	対象者	保険料
第1段階 基準年額×0.44	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で 本人が老齢福祉年金受給の方	年 27,600円 (月 2,300円)
第2段階 基準年額×0.44	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年 27,600円 (月 2,300円)
第3段階 基準年額×0.65	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得 金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	年 40,800円 (月 3,400円)
第4段階 基準年額×0.79	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得 金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年 49,200円 (月 4,100円)
第5段階 基準年額×0.85	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年 52,800円 (月 4,400円)
第6段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年 62,400円 (月 5,200円)
第7段階 基準年額×1.07	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円未満)	年 66,600円 (月 5,550円)
第8段階 基準年額×1.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	年 75,000円 (月 6,250円)
第9段階 基準年額×1.40	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	年 87,600円 (月 7,300円)
第10段階 基準年額×1.60	本人が区民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	年 99,600円 (月 8,300円)
第11段階 基準年額×1.81	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	年 112,800円 (月 9,400円)
第12段階 基準年額×2.00	本人が区民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	年 124,800円 (月 10,400円)
第13段階 基準年額×2.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	年 137,400円 (月 11,450円)
第14段階 基準年額×2.40	本人が区民税課税の方(合計所得金額1,500万円以上)	年 150,000円 (月 12,500円)

※保険料率は小数点第三位で四捨五入しています。

② 保険料の納付方法

受給している年金（老齢福祉年金を除く。）が年額 18 万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収（特徴）となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収（普徴）になります。

【 保険料特別徴収・普通徴収納付の状況 】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保険者数(A)	105,197	107,176	110,714	113,568	116,275
特徴結果数(B)	90,301	91,178	92,503	94,707	98,254
普徴者数(A-B=C)	14,896	15,998	18,211	18,861	18,021
普徴口座振替数(D)	3,330	3,101	3,233	3,228	3,314
普徴納付書納付者数 (C-D=E)	11,566	12,897	14,978	15,633	14,707
Eの占める割合(E/A)	10.99%	12.03%	13.53%	13.77%	12.65%

※ 被保険者数(A)は、各年度3月末時点の数値です。

※ 特徴結果数(B)は、各年度2月引き落とし分の件数です。

※ 普徴口座振替数(D)は、各年度3月振替分の件数です。

【 保険料収納状況（決算額） 】

(単位：円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C)÷A	未納額 E A-(B-C)	不納欠損額
22	特別徴収	4,622,679,500	4,629,037,380	6,357,880	100.00%	0	0
	普通徴収	678,275,030	568,619,820	1,290,210	83.64%	110,945,420	0
	合計	5,300,954,530	5,197,657,200	7,648,090	97.91%	110,945,420	0
	滞納繰越分	238,587,430	44,158,630	320,660	18.37%	194,749,460	70,716,520
23	特別徴収	4,685,171,420	4,692,168,240	6,996,820	100.00%	0	0
	普通徴収	647,114,540	543,193,560	1,150,360	83.76%	105,071,340	0
	合計	5,332,285,960	5,235,361,800	8,147,180	98.03%	105,071,340	0
	滞納繰越分	234,684,100	42,008,860	55,510	17.88%	192,730,750	77,361,570
24	特別徴収	6,083,755,140	6,092,096,140	8,341,000	100.00%	0	0
	普通徴収	1,042,491,680	908,169,670	1,335,800	86.99%	135,657,810	0
	合計	7,126,246,820	7,000,265,810	9,676,800	98.10%	135,657,810	0
	滞納繰越分	219,932,140	50,051,370	28,820	22.74%	169,909,590	66,758,590
25	特別徴収	6,329,915,460	6,338,064,540	8,149,080	100.00%	0	0
	普通徴収	1,015,752,650	884,547,810	1,377,910	86.95%	132,582,750	0
	合計	7,345,668,110	7,222,612,350	9,526,990	98.20%	132,582,750	0
	滞納繰越分	238,529,990	60,417,650	83,390	25.29%	178,195,730	59,155,710
26	特別徴収	6,579,115,560	6,587,442,789	8,327,229	100.00%	0	0
	普通徴収	1,023,021,290	895,408,516	1,517,830	87.38%	129,130,604	0
	合計	7,602,136,850	7,482,851,305	9,845,059	98.30%	129,130,604	0
	滞納繰越分	251,055,400	61,438,550	205,180	24.39%	189,822,030	69,563,840

③ 保険料の減免

(ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請により保険料が減免されます。

【 保険料減免の状況 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件 数	4	13	13	4	2
減免額 (円)	53,920	142,000	283,900	103,800	27,600
主な減免事由	災害等	災害等	災害等	災害等	災害等

(イ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第1～4段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認める場合、申請により保険料が減額されます。

【 保険料減免の状況 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件 数	847	659	541	478	541
減免額 (円)	11,574,500	8,892,000	8,718,100	7,669,500	8,718,100

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

【参考】 杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

7 介護保険財政

保険給付に必要な費用は、利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者保険料（40歳以上64歳まで）及び国・都・区の公費を財源としています。

平成24年度から平成26年度までの財源の負担割合は次のとおりです。

【 保険給付費の負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	21%	29%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます)

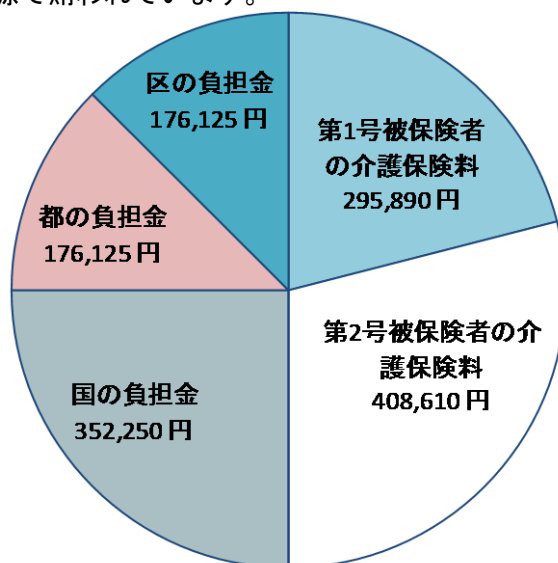
【 地域支援事業の介護予防事業費 負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		21%	29%	25%	12.5%	12.5%

【 地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		21%		39.5%	19.75%	19.75%

平成26年度一人当たりの年間保険給付費 1,409,000円(総給付費/要介護・要支援認定者数)は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



【平成26年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保 険 料	7,261,843,000	7,544,289,855
	使用料及び手数料	1,000	300
	国庫支出金	8,314,471,000	7,875,359,571
	介護給付費負担金	6,370,284,000	6,055,579,286
	調整交付金	1,595,122,000	1,481,667,000
	地域支援事業（介護予防事業）	54,361,000	53,280,947
	地域支援事業（包括的支援事業）	294,704,000	275,428,338
	介護保険災害臨時特例補助金	0	27,000
	介護保険事業費補助金	0	9,091,000
	年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金	0	286,000
	支払基金交付金	10,458,235,000	9,760,929,000
	介護給付費交付金	10,395,176,000	9,699,124,000
	地域支援事業支援交付金	63,059,000	61,805,000
	都 支 出 金	5,454,027,000	5,433,909,642
	介護給付費負担金	5,279,495,000	5,269,555,000
	地域支援事業（介護予防事業）	27,180,000	26,640,473
	地域支援事業（包括的支援事業）	147,351,000	137,714,169
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	財 産 収 入	3,619,000	3,147,226
	繰 入 金	6,324,890,000	5,924,886,000
	介護給付費繰入金	4,480,679,000	4,230,678,000
	地域支援事業（介護予防事業）	27,180,000	27,179,000
	地域支援事業（包括的支援事業）	141,376,000	141,375,000
	地域支援事業（その他地域支援事業）	241,324,000	241,323,000
	事務費等繰入金	692,246,000	542,246,000
	介護給付費準備基金繰入金	742,085,000	742,085,000
	繰 越 金	1,189,956,000	1,189,956,415
	寄 附 金	1,000	0
	諸 収 入	25,987,000	29,413,855
	合 計	39,033,030,000	37,761,891,864

【平成26年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	570,076,000	523,833,743	
	保険給付費	35,845,441,000	33,483,685,809	
		介護サービス等諸費	31,790,528,000	29,745,328,296
		介護予防サービス等諸費	2,123,247,000	2,123,246,051
		高額介護サービス費	750,072,000	616,788,359
		高額医療合算介護サービス費	177,102,000	120,579,531
		特定入所者介護サービス等費	950,601,000	833,335,254
		審査支払手数料	53,891,000	44,408,318
	財政安定化基金拠出金	0	0	
	基金積立金	609,916,000	609,916,000	
	地域支援事業	1,200,123,000	1,150,961,788	
		介護予防事業	220,538,000	186,298,932
		包括的支援事業	585,570,000	584,816,100
		その他地域支援事業	394,015,000	379,846,756
	諸支出金	684,848,000	680,641,452	
	予備費	122,626,000	0	
合 計		39,033,030,000	36,449,038,792	

【平成26年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入		歳 出	
科 目	割 合	科 目	割 合
介護保険料	19.98%	総務費	1.44%
国庫支出金	20.85%	保険給付費	91.86%
支払基金交付金	25.85%	基金積立金	1.67%
都支出金	14.39%	地域支援事業費	3.16%
財産収入	0.01%	諸支出金	1.87%
繰入金	15.69%	合 計	100.00%
繰越金	3.15%		
諸収入	0.08%		
合 計	100.00%		

【平成26年度介護保険関係各種基金残高】（平成27年3月末時点）

基 金 名	残 高
介護給付費準備基金	1,361,259,072 円
NPO等介護保険事業者資金貸付金	5,482,500 円
介護保険事業者緊急資金貸付金	0 円

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

主な業務は、次のとおりです。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。
- (エ) 区の介護施設等の整備に関する計画に関すること。
- (オ) 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- (カ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

【委員数】（委員数は杉並区介護保険条例第8条で22人以内と定められています。）

区 民	区議会 議 員	学 識 経 験 者	保健医療 関 係 者	福 祉 関 係 者	合 計
6	2	3	3	8	22

【開催実績】平成26年度

回 数	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	26年6月24日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期杉並区介護保険事業計画の検討状況について ○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例制定について ○地域密着型サービス事業所の指定について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度高齢者実態調査の報告について ○介護予防事業の実績及び平成26年度事業の取組みについて ○介護施設等の整備状況について ○安心おたっしゅ訪問について ○地域包括支援センター（ケア24）の事業評価等について ○在宅医療相談調整窓口等実績報告について ○指定介護予防支援業務の委託について ○在宅医療推進連絡協議会の取組みについて ○地域密着型サービス事業所（区外含む）の指定等について

第2回	26年9月19日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期杉並区介護保険事業計画素案の骨子（案）について ○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案の参酌部分について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター（ケア24）における地域づくりの取組みの中間報告について ○地域密着型サービス事業所（区外含む）の指定等について
第3回	26年10月24日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期杉並区介護保険事業計画（素案）について ○地域密着型サービス事業所の指定について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備について ○地域密着型サービス事業所の廃止について
第4回	27年1月23日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期杉並区介護保険事業計画（案）について ○杉並区介護保険条例の改正について ○指定居宅サービス等の事業の人員等の基準に係る省令の一部改正に伴う地域密着型サービス条例等の改正について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がん関係機関連携用サポートブックの配布について
第5回	27年3月27日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針等について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期杉並区介護保険事業計画について ○第6期介護報酬改定について ○平成26年度地域包括支援センター（ケア24）における地域づくりの取組み結果について ○杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例等の制定について ○杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び条例施行規則の改正について ○杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例及び条例施行規則の改正について ○地域密着型サービス事業所（区外含む）の指定等について

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【 苦情・意見要望件数の状況 】 (単位：件数)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定	15	7	7	9	4
介護保険料	1	1	2	1	0
介護保険サービス供給量	0	3	2	1	0
介護事業者及び保険給付	112	156	171	88	35
そ の 他	126	103	94	80	104
合 計	254	270	276	179	143

【 相談対応件数の状況 】 (単位：件数)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談者への説明・助言	183	232	185	96	54
当事者間を調整	41	23	55	39	19
他機関を紹介	1	3	5	11	10
そ の 他	29	12	31	33	60
合 計	254	270	276	179	143

【 都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	0	0	2	2	2
東京都介護保険審査会への審査請求	0	0	0	2	2
合 計	0	0	2	4	4

10 介護サービス事業者への支援

(1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

【 研修実績 】

(単位：回)

名 称	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護事業者研修会	2	2	2	2	1
居宅介護支援事業者研修会	0	0	1	2	2
通所介護・通所リハビリテーション事業者研修会	2	2	2	2	2
介護職員スキルアップ研修	0	0	3	2	1
合 計	4	4	8	8	6

(2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、会議や研修などを実施します。

【 地域ケア会議の開催 】

主 催	内 容	回 数
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジャー間の情報交換 ● ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援 	232

【 ケアマネジメント支援 】

主 催	内 容
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの助言 ● ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

【 ケアマネジメント研修 】

名 称	内 容
ケアマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 新人研修「杉並区で勤務されるケアマネジャーの実践実務入門」 ● 「ケアマネジメントに役立つ会議の作法」～会議はおもしろい～ ● 「D A S Cを活用しませんか」 ● 事例検討会「視野を広げたマネジメント」 ● 「障害福祉研修 介護保険と障害者施策との連携」 ● 「介護保険制度改正・介護報酬改定」 ～ケアマネジャーに求められることとは～
訪問指導研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域でのリハビリ指導」 ● 「介入を拒む人たちへのかかわり方」
高齢者虐待研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待とその対応（基礎）（2回開催） 対象：ケア24職員、居宅・訪問・通所介護事業者 ● 高齢者虐待対応におけるケアマネの役割（1回開催） 対象：居宅介護支援事業者 ● 高齢者虐待対応における事業者の役割（1回開催） 対象：訪問介護事業者 ● 高齢者虐待対応における事業者の役割（1回開催） 対象：通所介護事業者

※ 訪問指導研修と高齢者虐待研修は、ケアマネジャー以外を対象としたものも含まれます。

（3）NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。※平成22年度以降、貸付の実績はありません。

（4）就職面接会・相談会の実施

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク(平成23年度から)、東京都福祉人材センター、杉並区社会福祉協議会（平成22年度まで）、産業振興センター等と共同で、区内福祉事業者の協力を得て就職面接会・相談会を実施しています。

【 福祉の仕事 面接会・相談会の実施状況 】

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加事業所（障害分野含む）	22	32	26	26	26
求 人 数	170	102	123	152	108
参 加 人 数	159	113	66	74	54
延べ面接人数	212	138	53	40	85
採用人数	15	21	16	24	18

(5) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業

介護保険サービス事業所に勤務する介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、対象事業者へ非常勤職員健康診断費等を助成します。

【 助成件数及び助成額の状況 】

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
助成件数	16	17	21	22	23
金額(円)	605,639	615,700	706,682	667,327	835,796

(6) 介護保険サービス事業者連絡会

介護保険制度改正について、全事業者を対象に説明等を行いました。

【事業者連絡会の実施状況】

日 時	平成27年3月18日		平成27年3月19日	
	午後3時	午後6時	午後3時	午後6時
サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具販売 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 特定施設入所者生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 認知症対応型通所介護
対象事業所数	185 事業所	245 事業所	92 事業所	180 事業所
参加事業所数	179 事業所	197 事業所	61 事業所	135 事業所
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 第6期介護保険事業計画について 2 集団指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実地指導の結果について (2) 苦情・事故報告に基づく留意事項について 3 第6期介護保険事業運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 費用負担の見直しについて (2) 介護報酬改定に伴う請求事務の留意点について (3) 介護報酬改定について 4 その他連絡事項 			

11 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、区が指定を行うことになりました。

【 地域密着型サービス事業者の区内事業所の指定状況 】

(単位:所)

サービスの種類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			4	1	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	1	0
認知症対応型通所介護	1	2	1	0	4
小規模多機能型居宅介護	0	1	0	1	0
認知症対応型共同生活介護	1	4	2	2	1
合 計	2	7	7	5	5

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年度からサービスを開始しました。

12 介護サービス事業者の指導

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

(1) 実地指導等の状況

(単位：所)

サービスの種類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援	25	9	24	25	16
介護予防支援	5	5	5	5	1
訪問介護	12	4	20	15	15
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
通所介護	14	10	13	20	15
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	1	0	0	0	0
福祉用具貸与	2	0	0	0	0
特定福祉用具販売	2	0	0	0	0
基準該当	0	0	1	0	0
老人保健施設	1	1	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	4	11	2	2	10
認知症対応型通所介護	2	13	2	1	9
小規模多機能型居宅介護	0	0	1	0	2
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
合 計	68	53	68	68	68

(2) 集団指導

毎年、一定の場所に集めて指導することで、効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項について集団指導を行っています。

平成26年度は居宅系・通所系など4つの種別に分けて開催し、参加事業所数は572事業所でした。

13 広報普及活動

介護保険の趣旨や利用方法について、区民に理解を深めてもらうため、冊子等の作成や、広報すぎなみ及び区ホームページを通じての広報活動を行っています。

また、「すぎなみフェスタ」に出展し、「介護の日（11月11日）」のPR活動や、高齢者福祉事業等の案内を行なっています。

【 ちらし・パンフレット・冊子 】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険制度周知用パンフレット	第1号被保険者及び要介護・要支援認定を受けている第2号被保険者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
介護保険事業者マップ	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援1・2の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
住宅改修の手引き	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布

【 杉並区役所公式ホームページ 】

掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度とは ○介護保険料について ○要介護認定 ○介護サービスの種類 ○区内介護保険サービス事業所を探す <ul style="list-style-type: none"> <外部リンク> 介護保険サービス事業者情報検索システム <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区内及び近隣のサービス事業者検索 ・事業所の空き情報 ○介護サービス利用料と軽減制度等について ○事業者の方向け情報 ○障害者控除対象者認定

14 介護保険制度のあゆみ

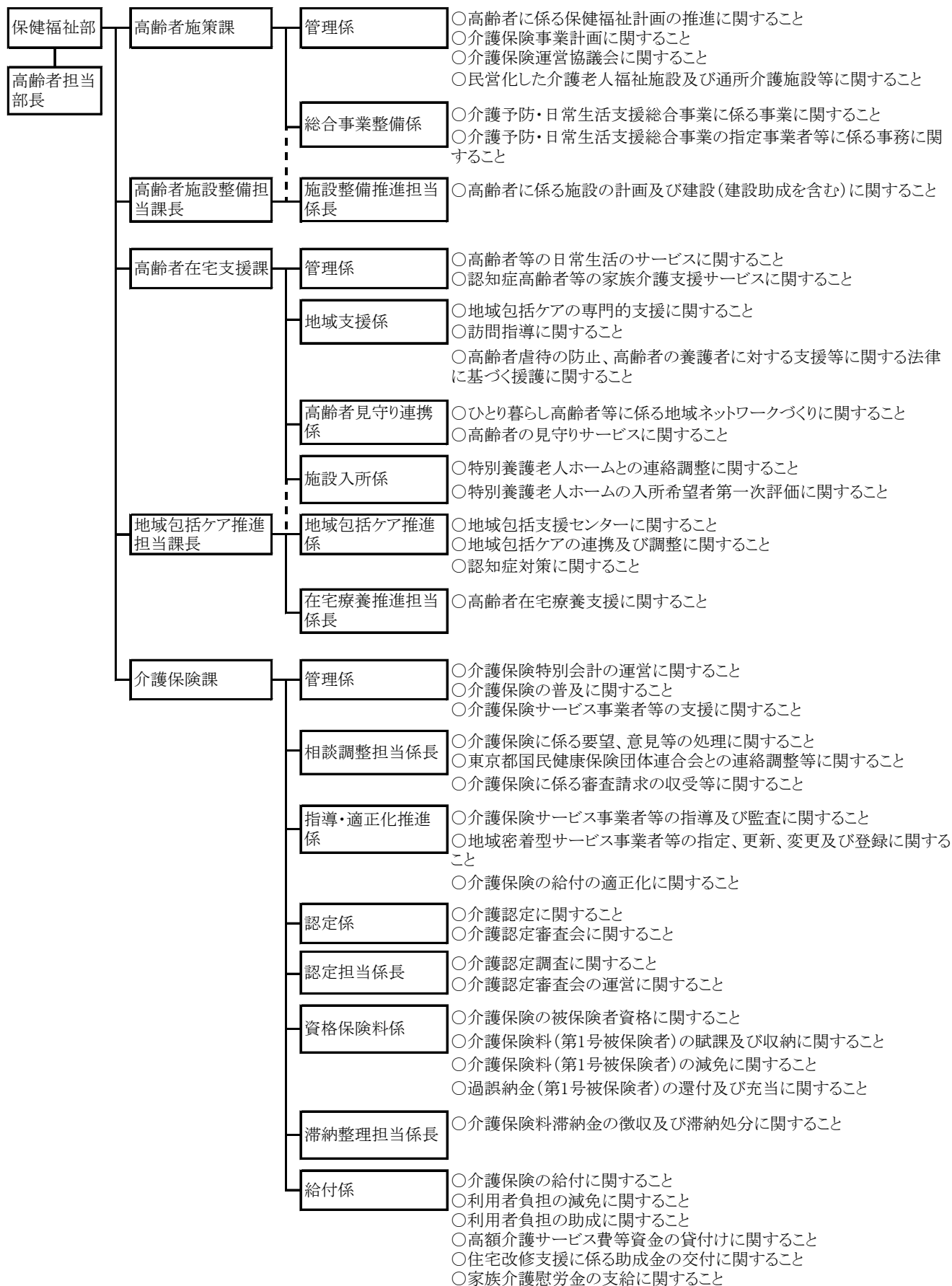
平成8年	11月	第139回臨時国会に介護保険関連3法案（介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律）の提出（国）	
平成9年	12月	介護保険関連3法の公布（12月17日）（国）	
平成10年	2月	介護保険制度推進会議を設置（区）	
平成11年	4月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）	
	5月	杉並区介護保険事業懇談会を設置（区）	
	7月	介護保険制度のための高齢者実態調査を実施（区）	
	12月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）	
	2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告（区）	
平成12年	3月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）	
	4月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）	
	9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付（区）	
	10月	要介護認定の申請受付を開始（区）（10月1日） 「介護保険事業計画素案」の住民説明会を開催（区）	
	11月	介護保険法の円滑な実施のための特別対策の発表（国）	
	2月	介護報酬単価の決定（国） 「介護保険事業計画」を策定（区）	
	3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証を一齐交付（区） 介護保険制度の住民説明会を開催（区）	
	平成13年	4月	介護保険法の施行（国）（4月1日） 杉並区介護保険条例を施行（区）（4月1日） 介護保険運営協議会を設置（区）
		8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送（区）
		11月	杉並区介護保険サービス利用状況調査を実施（区）
平成14年	4月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）	
	10月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940円） 杉並区介護保険に関する調査を実施（区）	
平成15年	1月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施（区）	
	10月	「第2期介護保険事業計画素案」を公表（区）	
平成16年	3月	介護報酬の改定（国） 「第2期介護保険事業計画」を策定（区）	
	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）	
	12月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）	

平成16年	10月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施（区）
平成17年	10月	介護保険法等の一部を改正する法律の一部施行（10月1日）（国） ・施設給付見直し ・特定入所者介護サービス費等新設 「第3期介護保険事業計画素案」を公表し住民説明会を開催（区）
平成18年	3月	介護報酬の改定（国） 「第3期介護保険事業計画」を策定し住民説明会を開催（区）
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） ・介護予防サービスの新設 ・介護サービスの内容改定 ・地域密着型サービスの新設 ・保険者機能の強化 ・要介護認定調査項目の変更（79項目→82項目） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区） 地域支援事業の開始（国） 住所地特例対象施設の範囲拡大（国）
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始（国）
平成19年	4月	介護保険料（特別徴収分）の補足回数を変更（年1回→4回）（区）
	5月	介護保険料（特別徴収分）について平準化を開始（区）
	10月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施（区）
平成20年	10月	第4期介護保険事業計画（案）の作成 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成の実施（区）
	11月	第4期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区） 厚生労働省が11月11日を「介護の日」とする 杉並区「介護の日」記念講演会開催（11月18日）
平成21年	3月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行（国） 介護報酬プラス3%改定の政府決定（国） 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付（国） 第4期介護保険事業計画の策定・公表（区） NPO等介護保険事業者緊急資金貸付の実施（区）
平成21年	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） ・介護報酬の改定 ・要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,000円に改定（区） 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始（区） 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の実施（区） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始（国）
	7月	裁判員制度に伴う介護保険利用者負担額軽減制度の施行（区）
	10月	要介護認定の調査方法一部見直し（国）

平成22年	4月	地域密着型サービスにおける外部評価（第三者評価）の実施回数緩和の実施（都）
	9月	高齢者実態調査を実施（区）
	10月	介護保険実態調査を実施（区）
		緊急雇用対策「介護雇用プログラム」事業開始（～22年度中）（区）
平成23年	3月～	東日本大震災等により被災した介護保険の被保険者への対応について（国）
	4月	要介護認定に係る有効期間の見直し（区） ユニット型個室の第3段階利用者負担を軽減
	6月	介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）（国）
	7月	宿泊サービスを提供している指定通所介護事業所等の都独自基準及び届出・公表制度の開始（都）
	10月	高齢者住まい法改正施行（国）
	11月	第5期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	第5期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区）
平成24年	3月	第5期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） ・地域包括ケアの推進 ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設 ・一定条件の下での介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能に ・都道府県の財政安定化基金を取崩し、介護保険料の軽減等に活用 ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で介護保険法及び老人福祉法に係る部分の施行（4月1日）（国） ・地域密着型サービス事業者の指定基準等の条例委任 介護報酬（国）プラス1.2%改定 新規の要介護認定・要支援認定の認定有効期間の拡大（国） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,200円に改定（区）
	8月	社会保障と税の一体改革関連法が成立（国）
平成25年	4月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）
	8月	高齢者実態調査（地域包括ケアモデル実態調査）を実施（区）
	9月	高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査・介護保険に関する調査）を実施（区）
	12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立（国）
平成26年	6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）が成立（国）

平成26年	11月	第6期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	第6期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区） 介護保険制度改正の住民説明会を開催（区）
平成27年	3月	第6期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ・予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業に新設する「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」へ移行 ・特別養護老人ホームの新規入所対象者を原則要介護3以上に限定 ・低所得者の保険料の軽減割合を拡大 ・多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ ・介護報酬改定（マイナス2.27%） ・住所地特例対象施設の拡大（サービス付き高齢者向け住宅のうち食事の提供などのサービスを提供し、有料老人ホームに該当するものに適用） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,700円に改定（区） 杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行（区）
	8月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（8月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の適用要件に「預貯金」と「配偶者の所得」を追加 ・特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ ・高額介護サービス費の利用者負担上限額に「現役並み所得者」を追加

平成27年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



平成27年度版 すぎなみの介護保険 (平成26年度実績)

平成27年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

27-0042

